

意見公募要領

1 意見公募対象

「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申（案）

2 資料入手方法

意見公募対象については、準備が整い次第、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）「報道発表」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov]（<http://www.e-gov.go.jp>）に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課にて報道資料を配布するものとします。

3 意見の提出方法

意見書に必要な事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

（1）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 宛て 併せて、意見の内容を保存した磁気・光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気・光ディスク等の条件は次のとおりです。

○磁気ディスク : 3.5インチ、2HD

光ディスク : コンパクトディスク

光磁気ディスク : MOディスク

○ファイル形式 : テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

○磁気・光ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた磁気・光ディスク等については、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(2) F A X を利用する場合

F A X 番号 : 0 3 - 5 2 5 3 - 5 8 4 4

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 宛て

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス : setsuzoku_atmark_ml.soumu.go.jp

(注) 迷惑メール防止対策のため「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に置き換えてください。

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 宛て

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社 W o r d ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイバ（他のファイル形式とする場合は担当までお問合せください。））として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

4 意見提出期限

平成27年8月6日（木）午後5時（必着）（郵送の場合も、平成27年8月6日（木）必着とします。）

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。提出された意見は、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov]（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課にて配布します。

御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名 (注1)

電話番号

電子メールアドレス

「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

章	頁	意見

※ 記入例

章	頁	意見
第3章 加入光ファイバに係る接続制度の在り方	25頁	<p>【答申案】</p> <p>3. 1. 「8 収容」の原則を巡る課題への対処の在り方</p> <p>「8 収容」の原則については、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」（電気通信事業法第33条第4項第1号ホ）を位置づけ、例えば、電気通信事業法施行規則（第23条の4）を改正するなど、原則を接続約款における必要的記載事項とすることが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>*****</p>